

長野地方最低賃金審議会

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記のとおり要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時
 - (1) 第2回 令和8年10月16日(金) 午前10時00分から
 - (2) 第3回 令和8年10月20日(火) 午後1時30分から
 - (3) 第4回 令和8年10月28日(水) 午前10時00分から
- 2 場所 長野労働局会議室
- 3 議題 長野県特定最低賃金(はん用機械器具等製造業)の改正審議について
- 4 傍聴者 各回とも原則5名まで
- 5 申し込み要領

- (1) 傍聴希望者は傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、電子メール、郵便等にて下記の宛先までお申し込みください。

お申込み締切日は令和8年10月9日(金) 必着です。

宛先：〒380-8572

長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎

長野労働局労働基準部賃金室 宛

連絡先電話番号：026-223-0555

E-mail：chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。

なお、抽選の結果、傍聴できない方につきましては、電話にて連絡いたしますが、傍聴できる方につきましては、特段連絡はいたしません。

- (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。

なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかるものをお持ちください。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えいただきますとともに、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。
- (3) 審議状況により、日時の変更、開催されない場合があります。

担当：長野労働局基準部賃金室

TEL 026-223-0555

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、また拍手することはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び長野地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従って下さい。

なお、上記の各事項に反する行為を行う場合には、会長は、その行為者を退場させることがあります。

長野地方最低賃金審議会事務局